

農地の売買、贈与、貸借等の許可について

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方

まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 許可申請の受付期間

毎月3日（休日の場合は翌日） ～ 10日（休日の場合は前日）

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人を言います。
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人以外の法人及び農作業に常時従事しない個人でも農地を借り受けることができますが、許可基準が異なります。詳しくは農業委員会にご相談下さい。

○ 許可を受けなくても取得できる場合（ただし、農業委員会への届け出が必要です）

- ① 相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）により農地を取得する場合
- ② 相続人が特定遺贈により農地を取得する場合
- ③ 法人の合併・分割により農地を取得する場合
- ④ 時効により農地を取得する場合 など

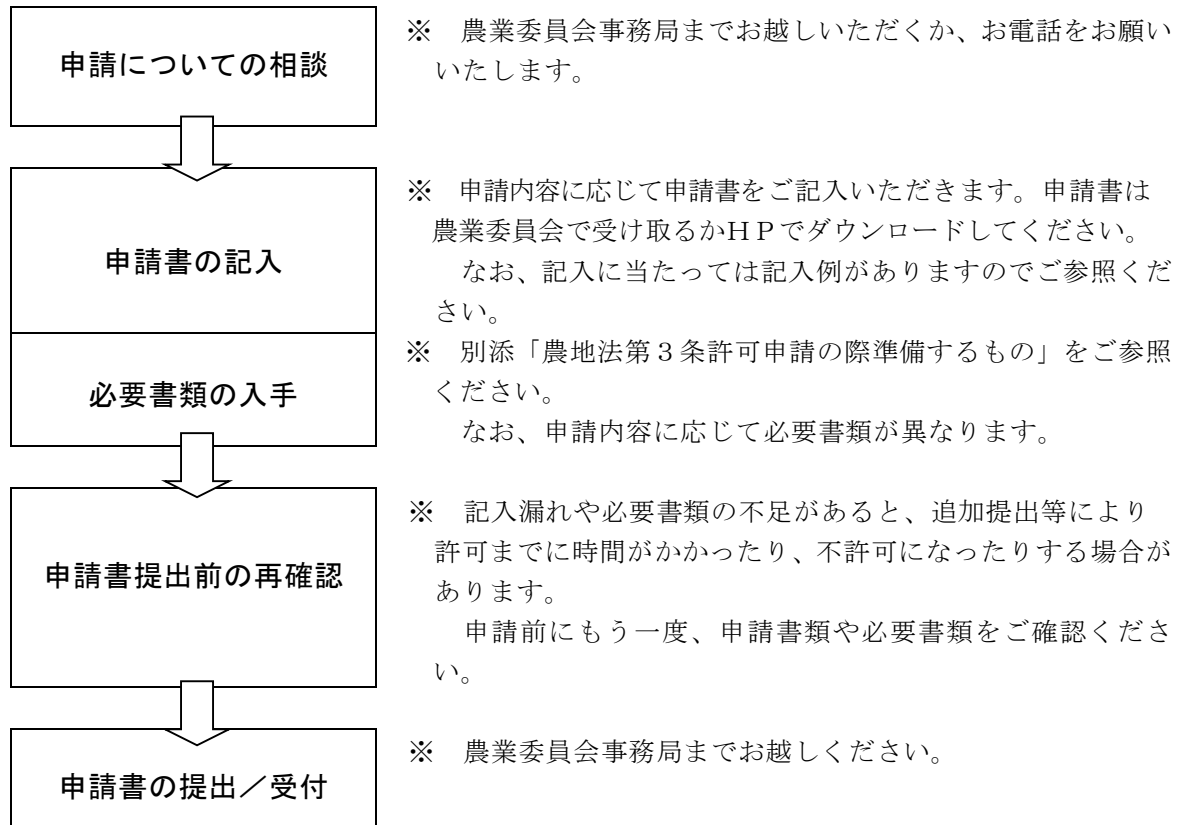
（裏面あり）

○ 農地法第3条許可事務の流れ

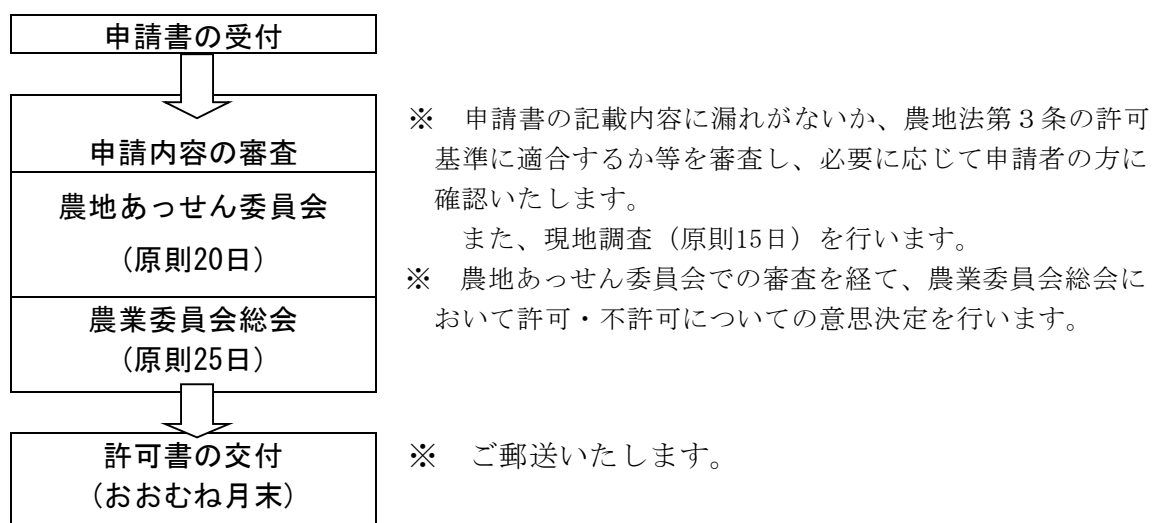
農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を21日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請書提出までの流れ



申請書提出後の流れ



—お問合わせ先—

東根市農業委員会事務局農地係

東根市中央一丁目1番1号 TEL0237-42-1111（内線3716）